

令和 6 年 度

日向市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

日向市監査委員

発 日 監 第 1 1 4 号

令 和 7 年 8 月 2 6 日

日向市長 西 村 賢 様

日向市監査委員 門 脇 功 郎

日向市監査委員 三 樹 喜久代

令和 6 年度日向市財政健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により令和 6 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

	頁
第 1 審査の対象	1
第 2 審査の期間	1
第 3 審査の方法	1
第 4 審査の結果	1
1 算定対象会計	2
2 健全化判断比率	3
(1) 実質赤字比率	4
(2) 連結実質赤字比率	5
(3) 実質公債費比率	6
(4) 将来負担比率	7
3 資金不足比率	8
第 5 まとめ	9

凡 例

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、財政課提出資料による。
- 2 表中の増減率は、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位まで表示している。
- 3 「ポイント」は、前年度の比率との比較である。
- 4 各表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「0.0」		該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」		マイナス
「－」		該当数値のないもの
「皆増」		前年度に該当数値がなく、全額増加したもの
「皆減」		当年度に該当数値がなく、全額減少したもの

令和6年度 日向市財政健全化判断比率及び資金不足比率 審査意見

第1 審査の対象

1 令和6年度 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 令和6年度 資金不足比率

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月31日から令和7年8月26日まで

第3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及びそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

会 計 区 分			対 象 範 囲			
普 通 会 計	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	公営住宅事業特別会計				
		財光寺南土地区画整理事業特別会計				
		城山墓園事業特別会計				
		簡易給水施設特別会計				
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計				
		国民健康保険東郷診療所特別会計				
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)				
		日向入郷地域介護認定審査事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
	法適用公営企業	水道事業会計				
		下水道事業会計				
		簡易水道事業会計				
		農業集落排水事業会計				
一部事務組合 ・ 広域連合	日向東臼杵広域連合					
	宮崎県後期高齢者医療広域連合					
	宮崎県北部広域行政事務組合					
第三セクター等	該当なし					

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	早期健全化 基準(※)	財政再生 基準(※)
実 質 赤 字 比 率	— (△ 3.86)	— (△ 3.91)	— (0.05)	12.66	20.00
連結実質赤字比率	— (△ 20.34)	— (△ 19.62)	— (△ 0.72)	17.66	30.00
実 質 公 債 費 比 率	10.5	10.9	△ 0.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	30.9	34.8	△ 3.9	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。各比率の()内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値は無い。

実質公債費比率は 10.5％で、前年度に比べ 0.4ポイント低下している。

将来負担比率は 30.9％で、前年度に比べ 3.9ポイント低下している。

それぞれの比率については、国の示す基準である早期健全化基準・財政再生基準を下回っている。

【早期健全化基準(※)・財政再生基準(※)とは】

- ・ 地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- ・ 健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。
- ・ 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したものであり、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

実質収支額は 647,862千円の黒字となっているため、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めている。

(単位：％)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
参考比率 (A) / (B)	△ 3.86	△ 3.91	0.05

(単位：千円・％)

区 分		実 質 収 支 額			
		令和 6 年度	令和 5 年度	増減額	増減率
一 般 会 計 等	一 般 会 計	640,345	636,236	4,109	0.6
	一般会計等に属する特別会計	7,517	8,202	△ 685	△ 8.4
	公 営 住 宅 事 業 特 別 会 計	6,935	7,217	△ 282	△ 3.9
	財光寺南土地区画整理事業特別会計	340	378	△ 38	△ 10.1
	城 山 墓 園 事 業 特 別 会 計	190	446	△ 256	△ 57.4
	簡 易 給 水 施 設 特 別 会 計	52	161	△ 109	△ 67.7
合 計 (A)		647,862	644,438	3,424	0.5
標 準 財 政 規 模 (B)		16,759,272	16,467,653	291,619	1.8

標準財政規模とは、地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すものである。

(単位：千円・％)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	10,350,351	10,461,080	△ 110,729	△ 1.1
普 通 交 付 税 額	6,350,537	5,898,438	452,099	7.7
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	58,384	108,135	△ 49,751	△ 46.0
合 計 (標準財政規模)	16,759,272	16,467,653	291,619	1.8

標準財政規模は、前年度に比べ 291,619千円 (1.8％) 増加している。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したものであり、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B)}}{\text{標準財政規模 (C)}}$$

連結実質収支額は 3,409,753千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めている。

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
参考比率 ((A) + (B)) / (C)	△ 20.34	△ 19.62	△ 0.72

(単位：千円・％)

区 分		実質収支額 (法適用企業については資金不足額・剰余額)			
		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
一 般 会 計		640,345	636,236	4,109	0.6
一般会計等に属する特別会計	公営住宅事業特別会計	6,935	7,217	△ 282	△ 3.9
	財光寺南土地地区画整理事業特別会計	340	378	△ 38	△ 10.1
	城山墓園事業特別会計	190	446	△ 256	△ 57.4
	簡易給水施設特別会計	52	161	△ 109	△ 67.7
一般会計以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	128,192	136,264	△ 8,072	△ 5.9
	国民健康保険東郷診療所特別会計	832	760	72	9.5
	介護保険事業特別会計 (保険事業勘定)	168,799	318,495	△ 149,696	△ 47.0
	日向入郷地域介護認定審査事業特別会計	0	0	0	—
	後期高齢者医療事業特別会計	9,486	10,110	△ 624	△ 6.2
小 計 (A)		955,171	1,110,067	△ 154,896	△ 14.0
法適用企業	水道事業会計	1,660,223	1,401,913	258,310	18.4
	下水道事業会計	345,773	311,048	34,725	11.2
	簡易水道事業会計	201,990	193,332	8,658	4.5
	農業集落排水事業会計	246,596	215,260	31,336	14.6
小 計 (B)		2,454,582	2,121,553	333,029	15.7
合 計 (A) + (B)		3,409,753	3,231,620	178,133	5.5
標準財政規模 (C)		16,759,272	16,467,653	291,619	1.8

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化したものであり、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100 \text{ の 3 か年平均}$$

実質公債費比率は、次のとおりである。

(単位：％)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
実 質 公 債 費 比 率	10.5	10.9	△ 0.4

(単位：千円・％)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
元利償還金 A	3,311,767	3,445,132	3,616,107
準元利償還金 B	582,793	600,057	664,170
A + B 合 計	3,894,560	4,045,189	4,280,277
特定財源 C	171,175	155,889	166,246
元利償還金・準元利償還金 に係る基準財政需要額算入 額 D	2,317,184	2,404,658	2,541,924
C + D 合 計	2,488,359	2,560,547	2,708,170
標準財政規模 E	16,759,272	16,467,653	16,398,292
実質公債費比率(単年度)	9.73683	10.55708	11.34574

(単位：％)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
実 質 公 債 費 比 率	10.5	10.9	11.0
類似団体(平均値)の比率	(未算定)	6.7	6.6
全国市町村(平均値)の比率	(未算定)	5.6	5.5
県内市町村(平均値)の比率	(未算定)	7.7	7.2

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したものであり、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \text{ B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
将 来 負 担 比 率	30.9	34.8	△ 3.9

(単位：千円・%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
将来負担額 A	38,684,132	39,545,225	△ 861,093	△ 2.2
充当可能財源 B	34,211,685	34,641,279	△ 429,594	△ 1.2
充当可能基金額	11,143,252	10,780,321	362,931	3.4
特定財源見込額	974,091	937,929	36,162	3.9
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	22,094,342	22,923,029	△ 828,687	△ 3.6
A - B 合 計	4,472,447	4,903,946	△ 431,499	△ 8.8
標準財政規模 C	16,759,272	16,467,653	291,619	1.8
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	2,317,184	2,404,658	△ 87,474	△ 3.6
C - D 合 計	14,442,088	14,062,995	379,093	2.7

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
将 来 負 担 比 率	30.9	34.8	30.4
類似団体(平均値)の比率	(未算定)	10.0	12.7
全国市町村(平均値)の比率	(未算定)	6.3	8.8
県内市町村(平均値)の比率	(未算定)	0.0	0.0

3 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$$

$$(A) = (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てる為に起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

$$(B) = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	経 営 健 全 化 基 準 (※)
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
簡易水道事業会計	—	—	—	
農業集落排水事業会計	—	—	—	

全ての公営企業会計で、資金の不足額は生じていない。

【経営健全化基準(※)とは】

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値であり、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

水道事業会計

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額
資 金 剰 余 額 A	1,660,223	1,401,913	258,310
事 業 規 模 B	1,194,645	1,148,483	46,162

下水道事業会計

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額
資 金 剰 余 額 A	345,773	311,048	34,725
事 業 規 模 B	501,177	505,475	△ 4,298

簡易水道事業会計

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額
資 金 剰 余 額 A	201,990	193,332	8,658
事 業 規 模 B	62,973	61,453	1,520

農業集落排水事業会計

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額
資 金 剰 余 額 A	246,596	215,260	31,336
事 業 規 模 B	31,641	31,492	149

第 5 ま と め

1 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は 6億4,786万円の黒字で、前年度に比べ 342万円 (0.5%) の増加となった。

一方、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模は 167億5,927万円で、前年度に比べ 2億9,162万円 (1.8%) の増加となっている。

この結果、実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率は算定されていない。参考としての比率は △3.86%で、前年度に比べ 0.05ポイント上昇している。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質収支額等の合計は、前年度に比べ 1億7,813万円 (5.5%) 増加し 34億975万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていないため、連結実質赤字比率は算定されていない。参考としての比率は △20.34%となり、前年度に比べ 0.72ポイント低下している。

これは、介護保険事業特別会計 1億4,970万円、国民健康保険事業特別会計 807万円等の減少はあるもの、一般会計 411万円、水道事業会計 2億5,831万円、下水道事業会計 3,473万円、農業集落排水事業会計 3,134万円、簡易水道事業会計 866万円等の増加によるものである。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等の公債費及び公営事業会計の元利償還などの元利償還金・準元利償還金は38億9,456万円で、前年度に比べ1億5,063万円(3.7%)の減少となっている。

この結果、実質公債費比率は、単年度では9.73683%で、前年度に比べ0.82025ポイント低下し、3か年平均では10.5%で、前年度に比べ0.4ポイント低下しており、早期健全化基準を下回った数値となっている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担する可能性のある将来負担額は386億8,413万円で、前年度に比べ8億6,109万円(2.2%)減少しており、充当可能な財源は342億1,169万円となり、前年度に比べ4億2,959万円(1.2%)の減少となっている。

この結果、将来負担比率は30.9%で、前年度に比べ3.9ポイント低下しており、早期健全化基準を下回った数値となっている。

2 資金不足比率について

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業会計で16億6,022万円となり、前年度に比べ2億5,831万円、簡易水道事業会計は2億199万円となり、前年度に比べ866万円、下水道事業会計は3億4,577万円となり、前年度に比べ3,473万円、農業集落排水事業会計は2億4,660万円となり、前年度に比べ3,134万円の増加となっている。

この結果、各公営企業会計においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

以上のとおり、本市における健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の示す基準を下回っており、財政健全化法に基づく財政健全化計画及び経営健全化計画の策定は必要とされていない。

今後とも、社会経済情勢の動向や財政状況を踏まえつつ、計画的かつ健全で持続可能な財政運営に努められたい。